

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600192 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600098 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 15 日まで
② 平成 22 年 5 月 25 日

私は、請求期間①について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録がない。また、請求期間②について、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたのに、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、賃金台帳、雇用保険の加入記録、A社の回答及び請求者が氏名を挙げた同僚の回答・陳述により、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者については、請求期間①及び②において、短時間労働者として雇用していたため、社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与及び賞与から控除していなかった旨回答しているところ、同社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間において、給与及び賞与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。